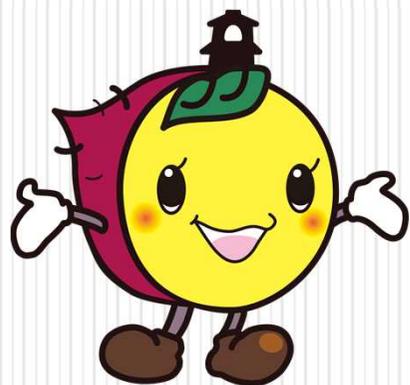


川越市における地域生活支援拠点等の取組 ～ 川越市地域生活支援拠点試行事業 ～

地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能
の強化・充実のための都道府県ブロック会議



川越市マスコットキャラクター ときも

平成30年10月26日
埼玉県 川越市

川越市の概要

人口 352,418人（平成30年4月1日現在）

障害者の状況（平成30年4月1日現在）

- ・ 障害者手帳所持者数 14,951人
- ・ 身体障害者手帳所持者 9,930人
- ・ 療育手帳所持者 2,452人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者 2,569人
- ・ 障害者手帳所持者数は年々増加。
- ・ 障害者及びその家族（親等）の高齢化

川越市の位置



地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- ・平成26年、川越市地域自立支援協議会まちづくり部会において、基幹型相談支援センターとともに地域生活支援拠点の設置についての議論が開始される。
- ・平成28年、同部会において、地域生活支援拠点等の方向性を明確化。
- ・平成29年9月から、プロポーザル方式により決定した川越いもの子作業所（障害者支援施設）に、地域生活支援拠点試行事業業務委託を開始し、ニーズ調査、課題の抽出等を実施。

整備類型

多機能拠点整備型

概要

- ・24時間365日の連絡窓口を設置し、中長期的なプランの作成、緊急一時保護、体験の機会・場の提供に対応する。
- ・親亡き後の不安の解消につながるよう、不安を抱える方の利用者登録を行う。
- ・実際のニーズや課題の抽出・把握を行うと同時に、必要な書式等の整備、体制の構築等を行う。

各機能の具体的な内容（１）

相談

- ・親亡き後の不安解消に向け、中長期的なプラン作成に向けた相談を行う。
- ・利用者は登録制とし、緊急一時保護に備えた情報を備えることとし、リスクの低減を図る。
- ・手帳、障害区分の有無、障害種別、年齢、性別を問わず対象とする。
- ・24時間365日の電話受付については、受託事業書の入所施設職員も含めた体制で対応。緊急性があれば委託業務従事者へ連絡が繋がるように配備している。
- ・特定相談支援事業所の相談員がついているケースについては、当該相談員が対応することを基本とする。
- ・他問題家族等支援に課題のあるケースは委託相談が対応することとする。

緊急時の受け入れ

- ・登録者を基本とするが、未登録者も対象とする。
- ・一時的な受け入れとし、サービス調整等により行き先を確保した上で、ケースを移動する。
- ・緊急一時保護を行った場合、1週間以内にケース会議を行い、支援の方向性を決定する。
- ・受け入れが難しい場合は、他事業所へ調整を行う。

各機能の具体的な内容（２）

体験の機会、場

- ・日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助等の体験利用の場の提供を行う。
- ・川越市地域自立支援協議会（地域移行部会）において、各ケースの進捗状況を確認しつつ、地域移行、地域定着支援を行う。

専門的人材の確保・養成

- ・基幹相談支援センターが中心となり、各種研修等の企画、実施を行う。
- ・毎月市内相談支援専門員が集まりGSV、サービス等利用計画の精査の実施を行う。

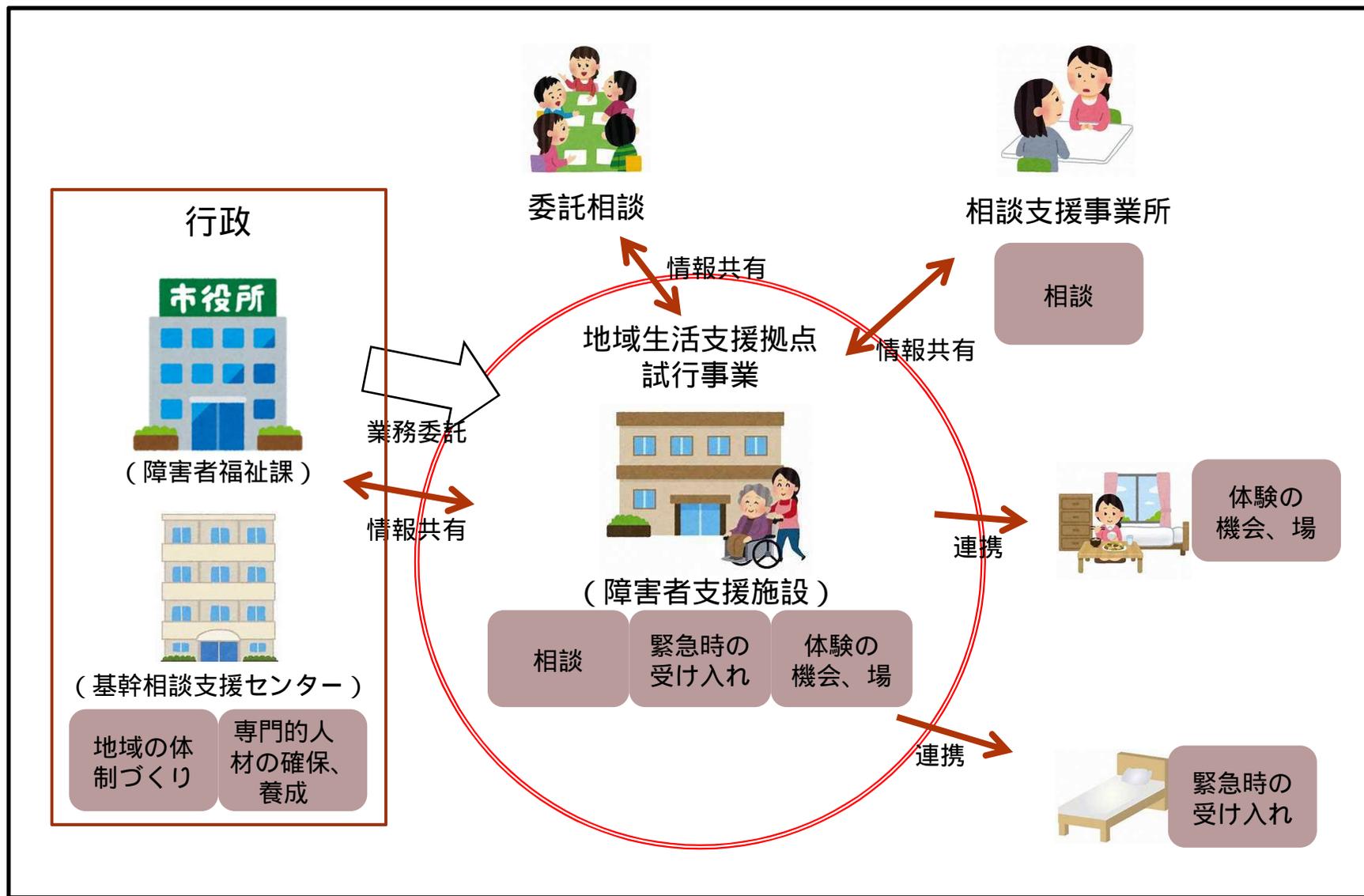
地域の体制づくり

- ・基幹相談支援センターが事務局となり、医療的ケア、地域移行等医療機関の協力が不可欠な課題について、自立支援協議会の各部会において、検討課題に係る機関を招き、議論を行う。
- ・新サービス等制度説明を行い、事業所の確保につなげる。
- ・各事業所連絡会等との連携体制の構築を行う。

その他

- ・特になし

地域生活支援拠点試行事業等のイメージ図



地域生活支援拠点試行事業における支援の事例

利用事例 1

- ・ 40代女性、単身独居、精神手帳申請中（当時）
- ・ 引きこもり同然の生活、食事は出前等で対応可能、自宅はゴミ屋敷同然の状況。
- ・ 委託相談員と市役所へ来庁し手帳の申請後、自宅へ帰りたくないことから、拠点受託事業者へ連絡。
- ・ 週末の夕方ということもあり、受託事業者の判断で緊急一時保護を実施。
- ・ 週明けにケース会議を開くが、区分がないことから対応に時間を要する。
- ・ 区分が出るまでの間に受け入れ先を調整。
- ・ 審査会の早期実施、区分の判定により、サービス決定。
- ・ 自宅の清掃を実施し、今後の生活に関して方向性を検討。

利用事例 2

- ・ 10歳未満男性、療育 A、両親とも障害あり
- ・ 母親が第2子妊娠中、近く入院予定のため、その間の受け入れ先を調整していた。
- ・ 母親が検診のため通院途中、乗車していたタクシーが事故に遭い、そのまま緊急搬送。
- ・ 当該児童の受け入れについて連絡があり、緊急一時保護を実施。
- ・ 翌日、母親が退院可能となったため、帰宅となった。

地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

市全域への対応

多機能型拠点を中心とした面的整備体制の構築

対象となる潜在的ニーズの掘り起こし、早期把握

事業所間、複数の多機能型拠点間の連携、情報共有

連携に必要な個人情報等の適切なやりとり、管理

地域生活支援拠点の役割の明確化

医療的ケア、精神障害者、児童に対応した短期入所等居住支援の場の整備

多機能型拠点と各機能、事業所との連携方策

24時間365日の一次連絡窓口の確保（人員、加算）とその後のつなぎの連携手法の構築

緊急一時保護を行うためのスペースの確保と緊急一時保護に伴う負担の軽減

地域生活支援拠点というシステム、ネットワークの具体的なデザインづくり

牽引するキーパーソン、コーディネーターの欠如

事業所等に、システムに参画するメリットを示すことが必要

定期的なシステムの見直しとリデザイン